

# 長野県地球温暖化対策条例（仮称）の骨子（案）について

H17.9.22

## 1 条例制定の背景と目的

私たちは、利便性や物質的な豊かさを享受するため、化石燃料に依存してエネルギーや資源を大量に消費してきました。その結果、大量の温室効果ガスを排出し、地球温暖化を招いています。

この条例は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減を図るために、各主体の責務と役割を明確にし、県民、事業者、行政の参加と協働による取り組みを促進することにより、持続的発展が可能な社会を築き、県民の将来に渡っての健康で文化的な生活を確保するものです。

## 2 各主体の責務

### (1) 県

県は、市町村、県民、事業者等と協働して、地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。

### (2) 県民・事業者・観光旅行者その他の滞在者

県民、事業者、観光旅行者その他の滞在者は、自発的に地球温暖化の防止のための措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。

## 3 地球温暖化対策推進計画の策定等

県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定める。

県は、必要に応じ、温室効果ガスの排出を抑制するための指針（ガイドライン）を策定する。

県は、地球温暖化の防止に関する施策の実施状況等について、その概要を公表する。

#### 4 県の地球温暖化対策

県は、自らの事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施する。

県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる。

県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う。

県は、市町村、県民、事業者等が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供する。

#### 5 分野別の地球温暖化対策

##### (1) 事業活動に係る対策

###### ア 事業者

- ・ 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。

事業者は温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]

エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]

「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」は、

たとえば、「エネルギー使用量(熱+電気)が原油換算で  $\text{kl/年以上}$ の事業所」 など

###### イ 24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者

- (ア) 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。

24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者は、温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]

エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書（再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む）、実績報告書を作成、提出、公表する。〔義務付け〕

「エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業」は、

たとえば、「長野県内で24時間営業を行っている店舗のエネルギー使用量（熱＋電気）の合計が原油換算で  $\text{kl/年以上}$  の事業者」など

「エネルギー使用量の多い一定規模以上の自動販売機を設置する事業者」は、

たとえば、「長野県内に設置している自動販売機の台数が  $\text{台以上}$  の事業者」など

（イ）地域の特性を活かした協定を締結します。

市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。

「協定」の内容は、

たとえば「24時間営業の短縮」、「自動販売機の削減」など

ウ エネルギー供給事業者

- ・ エネルギー供給における再生可能エネルギーの導入を推進します。

エネルギー供給事業者は、再生可能エネルギーの導入を推進する。〔努力義務〕

一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画書（エネルギー源の種類が分かるもの）、実績報告書を作成、提出、公表する。〔義務付け〕

「一定規模以上のエネルギー供給事業者」は、

たとえば、「電力を  $\text{kwh/年以上}$  供給している事業者」など

## （2）交通・自動車利用に係る対策

ア 自動車から公共交通機関等への利用転換を図ります。

県民等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。〔努力義務〕

イ マイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。

事業所は、従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制する。〔努力義務〕

ウ アイドリング・ストップの実施を推進します。

自動車を運転する者は、アイドリング・ストップの実施を徹底する。[努力義務]

駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[努力義務]

一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[義務付け]

「一定要件以上の駐車場」は、

たとえば、「駐車場法の規定により届出が必要な駐車場」

「大規模小売店舗立地法で届出の必要な小売店舗の駐車場」 など

エ 自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します。

県民等は、温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。  
[努力義務]

一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告書、使用合理化計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]

「一定台数以上の自動車を使用する事業者」は、

たとえば、「長野県内において 台以上の自動車を使用する事業者」 など

オ 自動車販売業者は自動車に関する環境に関する情報を提供します。

自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[努力義務]

「環境情報」は、

たとえば「燃料消費率」など

一定規模以上の自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]

「一定規模以上の自動車販売事業者」は、

たとえば、「長野県内において 台以上展示して販売する事業者」 など

### ( 3 ) 家電製品等に係る対策

- ・ 家電販売事業者は製品に省エネラベルを表示します。

家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品（エアコン、冷蔵庫等）に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[ 努力義務 ]

一定規模以上の家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品（エアコン、冷蔵庫等）に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[ 義務付け ]

「一定規模以上の家電販売事業者」は、

たとえば、「長野県内において 台以上展示して販売する事業者」 など

### ( 4 ) 建築物に係る対策

- ・ 建築物の環境性能を向上します。

建築物の新築・改築等を行う建築主は、温室効果ガスの排出量を抑制する等、環境性能の向上を図る。[ 努力義務 ]

「環境性能」とは、

たとえば「省エネルギー対策」など

一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、温室効果ガス排出量( 県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む )に関する環境配慮計画書等を作成、提出、公表する。[ 義務付け ]

「一定規模以上の建築物」は、

たとえば、「 m<sup>2</sup>以上の建築物」 など

### ( 5 ) 環境教育・環境学習、啓発に係る対策

- ア 環境教育・環境学習を推進します。

県は、地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進する。[ 努力義務 ]

イ 地球温暖化の防止に関する理解を深めます。

県は、市町村、県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、地球温暖化の防止に関する活動を行う意欲を増進したり、学習したりするなど、啓発するための必要な措置を講じ、県民及び事業者等が地球温暖化の防止についての理解を深めるよう努める。

[努力義務]

#### (6) 再生可能エネルギーの利用に係る対策

・再生可能エネルギーの利用を促進します。

県民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]

県は、率先して再生可能エネルギーを導入・活用する。[努力義務]

#### (7) 廃棄物の発生抑制等に係る対策

・廃棄物の発生抑制等を促進します。

県民等は、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]

## 6 実効性の確保

県は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰を行う。

「顕彰」は、

たとえば、「優良事業者の表彰」、「ステッカーの表示」など

県は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表する。

## 7 条例の見直し

県は、必要に応じ条例を見直す。